

イエンスからほど遠いのではないのでしょうか。

専門性の高い介護福祉士は、体系的で根拠に基づいた教育を受け、基礎的な医療行為、リハビリ、認知症のケアがきちんとできて、なおかつ、資格を持たない方々に、きちんとスーパーバイズしていくことが求められます。というのも、人口構成を考える中で、専門性の高い介護福祉士だけで介護の現場が担えるとは極めて困難だからです。

私が今申し上げたことは、私の頭の中で考えている事も多いので、これが正しいか正しくないか自信がない部分もあります。皆さん方の中には、賛成できないと思う人もいるかもしれません。

ただ、いずれにせよ、単に介護職員の処遇をあげるだけではなく、サービスの質をあげる、専門性を高める、ということと一体で行わなくてはならない、これは間違いないことだと思います。そうすると、専門性とは何か、サービスの質とは何かということもきちんと考え、議論して、足りないものは積み上げていくことをしていけないといけないと思っています。

以上で私の発表を終わります。ご清聴どうもありがとうございました。

平野 藤井先生、どうもありがとうございました。



多文化ソーシャルワーク

— 散住地域における外国籍等児童の現状と支援に関する研究 —

山口 幸夫

平野：お手元の本日のプログラムの26ページ目に、これから話していただきます「多文化ソーシャルワーク」のレジュメが入っています。では、山口先生、よろしくお願ひします。

山口：こんにちは。社会事業大学のアジア福祉創造センターの特任准教授をしている山口です。今日は、「多文化ソーシャルワーク」という題で話します。

私のもともとのバックグラウンドは建築工学で、文化財や町並みを生かした町作りを、特に国際ソーシャルワーク、国際開発でしていました。それで、ずっと海外での国際協力をやっていました。

5、6年前に、日本で中国やあるいはアジアの社会福祉の共同研究をしようということで、海外から戻り、名古屋にある日本福祉大学のCOEの主任研究員をしていたときに、国内で児童自立支援施設や、いろいろなところに行って、愕然としました。

日本人の中学三年生なのに、識字能力はほとん

ど小学校三年生ぐらいで、携帯電話を持たないと、普通に仮名漢字交じりの文章ができない。児童自立支援施設、昔で言う教護院に来ている非常に多くの触法少年が外国につながる子どもたちでした。両親あるいはどちらかが外国の方の子どもたちが多く施設に来ていて、いろいろな問題を抱えていました。それで、これは大変なことになっていると思いました。私は、東南アジアや中国でずっと国際社会開発をやって行こう思っていました。国内での地域の国際協力、社会開発も考えていかなければいけないと思いました。

さらに、日本の中にマイノリティーは別に外国人の方だけではなくて、障害者、性的少数者や先住民族の方など、いろいろな方がいます。しかし、基本的に日本の社会制度は日本人の多数派、健常者を中心にやっていく考え方が強くて、いろいろな多文化的背景を持った方、移住者の方の権利擁護や、マイノリティーのニーズに応じた社会サービスが弱いのではないかと思います。

こういった中で、日本にはアイヌの方が先住民

族としていますが、アイヌの文化を振興しようという法律（アイヌ文化振興法）ができたのは1997年で、アイヌ民族を正式に日本の国会で先住民族として承認したのは2008年です。それまでは、日本は単一民族ということで、先住民族とは公式には認めずにやってきました。

それで、実際に北海道庁がやった調査で、アイヌの人たちが居住する同じ市町村で、アイヌの人たちと、アイヌの人たち以外の市民について調べると、例えば、生活保護率で言うと1.6倍ぐらいで、高校進学率は、4.8%低い。それから、大学進学率については、同じ地域で半分以下になっています。アイヌの人たちの権利擁護、ソーシャルワーク的取り組みも遅れて、人間開発、社会開発がまたげられていたことが数字で出てきます。

今、アイヌ生活向上推進方策検討会議が、当事者のアイヌの人たちや有識者も含めて構成されています。特に大切なのは、アイヌの人たちが人に支援されるのではなくて自分たちで自主的に考え仲間を育てていることです。アイヌの人たちが組織する民間団体の活動を支援する、あるいは次世代を担う子弟の育成や、組織の中核となる青年とか女性など、次世代の当事者のリーダーを育てることを一生懸命やっています。

こういうことで、私がいつも思い出すのはジェームズ・ミジレイです。この人は国際社会開発で有名な方です。彼は、もともと南アの生まれです。今、ちょうど南アでサッカーをやっていますが、大学生時代、ボランティアでケースワークをやっていました。人種隔離政策（アパルトヘイト）下のケープタウンで黒人の居住地に行って、ボランティアをしていましたが、彼自身大変な矛盾を感じていました。

自分は一生懸命やっていますが、法律、政策自体が有色人種と白人は結婚してはいけない。有色人種、黒人の方は、ここに住まなければいけない。その人たちは、ここにしか就業してはいけない。給料の格差もひどい。歪んだ社会政策・社会制度の下で、一生懸命ケースワークをやっていることに限界を感じたそうです。

ミジレイ先生にお会いしたときに、「何でそんな危ないことができたんですか」と聞いたら、「父親は医者だった、もう亡くなっていた。母親と姉は、自分をとめることはできなかった、自分はやりたいことをやっていた。」

そんな黒人居住地でソーシャルワークをやるのは反政府分子ですから、学校の教室の中に秘密警察の手先がいて、先生が何を話しているとか、学生はどういう動向かを調べている。そういう中でソーシャルワークをもっと社会制度をふくめて勉強し直したくて、修士の1年間分の奨学金を取りました。彼は今、パークリーにいますが、パークリーは2年の修士しか取れません。ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスは1年で修士が取れるので、留学先としてロンドン・スクール・オブ・エコノミクスのリチャード・ティトマスのところに行きました。

皆さんは、社会福祉士を取っている方が多いのでご存じでしょうが、ティトマスは、イギリスの公共医療システムの産みの親で、「ニーズは、人種、収入、階級などよりも優先する」と言った方です。その方のところで彼は勉強しました。

ここで言いたかったのは、そういうゆがんだ社会政策とか、法律が不整備だと、ケースワークには限界がある。だからソーシャルアクションを起こして制度を変えるようにがんばる、またソーシャルワーカーの使命はまさに社会的不正義の是正ですから、だから制度が不備だからこそソーシャルワーカーが活躍しなければいけないのです。しかし、日本はどちらかというとソーシャルワーカーは制度で動くため、外国人のための基本法も社会福祉制度も充分にない日本ではやるのがかなり制限されてしまうようです。

例えば、日本の生活保護は、「国民」という要件がありますが、今、日本国籍を持っていない人にもある程度適用しています。しかし、福祉六法の中の児童福祉法では、「すべての児童は、等しくその生活を保障され、愛護されなければならない」と書いてあります。この法律に従っていけば、私たちは非常にいろいろなことができます。そし

て、多文化社会における子ども家庭の支援は、別に外国人や外国系の子どもに対する支援だけではなくて、すべての子どもたちに対するが、ホスト社会、地域に参画でき、自分たちの文化やコミュニティを継承尊重していけるようにすることでしょう。

これは方言もそうだと思います。この間、皆さんはテレビで見たかもしれませんが、ユネスコでは沖縄語は消滅の危機に瀕する言語とされていて、沖縄では「ウチナーグチ」を若い方がどんどん話せなくなっています。そうすると、お年寄りの方が介護施設でケアをやっている若い人に話かけても、「話が全然通じない、聞いてもらえんからつまらん」ということになってしまいます。福祉の専門学校で沖縄語を教えています。こういうことをしていかなければいけない。

今日の主なテーマである「散住地域における外国籍の子どもの家庭の支援」を、主に教育の部分と生活の部分から少し話していきます。日本にある1,800の自治体のほとんどの学校は、外国籍の子どもが一つの学校に5人未満です。これが8割です。それから、例えば、清瀬市のように一つの自治体ベースで見ても、外国籍の子どもが公立の小・中学校に在籍しているのは、5人未満が多いです。

先ほど私は、「当事者団体を作り、いろいろな活動をすればいい」と言いましたが、集住している日系人以外の多くの人達はばらばらに住んでいます。多くのケースが国際結婚で、外国人女性と日本人男性との間に生まれた子どもや連れ子と一緒に暮らす、そういうケースが多いです。

清瀬についても、7万4千人の中で外国人登録は千人。今、清瀬の14の小・中学校に、約40名の外国籍及び国際結婚の両親のもとに生まれた子どもがいますが、いずれも5人未満で、日本語指導の予算措置もしにくい状態にあります。

今、全国の公立学校には7万5千人ほどの外国人の方がいて、そのうち、「日本語指導が必要」と言われているのが3万人弱います。日本の小・中学生は1千万人強です。日本は、総合的な移

民政政策がありません。出入りを取り締まる入管政策と、高度人材や定住者として日系人の方に労働者などとして入ってもらう経済政策の部分は頑張っています。しかし、その方たちを生活者として、あるいは移民としていろいろなことを保障するものが足りません。

ここでもうひとつ問題なのは、「これから日本は介護者が足りなくなるから、移民政策で入れればいい」とか言うのではなくて、現実的には、管理できない移民、国際結婚の移住等によって、実質的にもう日本は多文化化、多民族化しています。これは、高橋（重宏）学長が日本子ども家庭総合研究所で何年も前にやっていた研究の中で言っていた言葉ですが、もう多民族化しています。

日本全体で見れば220万人、外国人の方は1.7%ぐらいです。日本は、年間に大体70万組のカップルが生まれますが、4万組以上が結婚の5%が国際結婚です。今、日本人の方は、男性はたとえ年収がそんなになくても跡継ぎを育て、親の介護もと結婚をしなればと考える方が多い。一方社会の意識もかわり女性の社会的経済的地位も向上し女性の方もなかなか結婚しなかったり、したくなかったり、いろいろな理由があるでしょうが、そういう中で、国際結婚による出生児割合は増えています。東京都では、もう20人に1人ぐらいです。全国平均で34人に1人という、35人学級で1人ですから、これからは1クラスに最低数人の外国系につながる子どもがいる状況がもう来ます。

その中で、今年3月、ニュースを聞いた方がいるかもしれませんが、国連の人権理事会が調査した中で言われているのは、「移住の子どもに対するDV（ドメスティックバイオレンス）の頻発があるなど、移住者の問題に対して、日本は積極的に措置をしていない」と。

この間、「カラカサン」というフィリピン系の人たちの報告では、DVの発生率のケースは、日本人家庭の5.5倍くらいではないかと。また東京の児相（児童相談所）の方に聞いたら、東京の児相で昨年1年間に扱ったケースの半分以上は国際結婚の関連の方でした。東京都は、子どもの数で

言うとは10%ぐらいしかいませんが、児相の部分での虐待のケースだと5割を超えるという大変な状況にあります。

それから、これも皆さんご存じのことだと思いますが、昨年、民主党になってから、今までOECDのレポートには日本政府は情報を出していましたが、日本政府として相対的貧困について初めて発表しました。日本はOECD諸国の中で子どもの貧困率15.7%と高く、特にひとり親世帯の児童（18歳未満）の貧困率は58%とOECD30カ国で最悪です。

さらに教育機関に対する公財政支出をみると、2005年の日本はOECD最下位に近く、特に就学前と高校における私費負担割合はOECD平均から突出して高いため、親や本人の自己責任で幼稚園、高校、大学といった「教育サービス」を購入しなければなりません。そのため非正規雇用で収入が不安定な人、低所得の人はそうした商品化した教育市場では学資がたりず、子どもの高校進学を断念したり、中途退学したりせざるおえない事態が起きやすくなります。また義務教育段階で経済的理由により就学困難で学用品代や修学旅行費などの就学援助の対象となる就学援助対象者（要援護者、準要援護者）の全就学児童生徒数に占める割合は全国平均で14%、144万人です、35人学級ならークラスに5人給食費を払うのが困難な児童がいることとなります。

では、どうしていくかということで、今回、私も文科省の「定住外国人の児童の教育等に関する政策懇談会」懇談会の委員をしましたが、外国籍の子どもへの教育を考えていくときに、もう教育だけではだめだし、教育と福祉を連携させていかなければいけません。これは、既に近未来の社会福祉人材育成のレポートなどでも、いろいろ指摘されていましたが、あらゆることが起こっています。

それから、そういう外国籍の方、国際結婚の方は、都市部だけではなくて、農村部で嫁の来手がないところとか、いろいろなことにいらっしやいます。インフォーマルなネットワークが弱くなっ

て、昔だったら、「そろそろ彼も嫁をもらわなきゃな」と誰かが心配しました。しかし、農村部では、産業構造がかわり、いろいろなかたちで嫁の来手がなくなり、越境して、「じゃ、知り合いに紹介してもらったり、業者に紹介してもらって海外からお嫁さんをもらおう」みたいな想定外のことが起こっています。

あるいは、離婚したお母さんに、「生活保護を受けますか」と言ったときに、「でも、生活保護を受けていると、フィリピンで親が病気になったときに、生活保護者は海外旅行の制限をされてしまう」とか、「自分は2回目の結婚だから、子どもが1人いて、必ず向こうにひと月ある程度は仕送りをしたいけれど、生活保護を受けてしまえば、それはできない」。だけど、フィリピンであれば、1万円の仕送りがあれば、子どもが普通の公立学校に行ったり、場合によっては、まああの私立中学でも年間7万円ぐらいで行けますから、そういうことができると、日本でトランスナショナルな生活、子育てをする人がふえると従来の社会保障や福祉の仕組みでは対応できない事態になっています。

多文化化・日本語を母語としない児童のための教育制度についてみれば、そのための教育制度も開発・普及途上です。今後、日本語指導と教科指導を統合した指導方法（JSLカリキュラム）や教員研修マニュアルの開発普及、また児童の日本語能力の測定方法及び適応指導・日本語指導等に関するガイドラインの作成が急務です。日本語や多文化教育も教員養成課程の専攻となっていないため、専門職の育成と人材確保は十分ではありません。当面の、人材確保のため現職教員の日本語指導能力、大学等による日本語指導能力の向上を図る履修証明プログラムの充実等を検討しています。過渡的措置としての児童支援についても予算的な制約のため学習支援は十分とは言えません。特に教員やSSWのカルチュラルコンピテンス（異文化対応能力）の担保が脆弱で、児童家庭への就学支援も不十分です。これに加えて、近年小学校の高学年まで海外で教育をうけた呼び寄せ児童が

ふえ、学習支援はさらに困難になっています。

こうした日本の児童の貧困・教育の貧困といった社会政策・社会保障の脆弱性はマイノリティーである外国籍等児童に大きな悪影響をあたえています。

さきほど述べた文科省では「定住外国人の児童の教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイントとして日本での滞在の長期化・定住化傾向が見られることを踏まえ、就学機会を確実に確保するために、公立学校については、「入りやすい公立学校」を目指しています。これを実現するための3つの施策を掲げている。第一に日本語指導の体制の整備、第二に定住外国人児童生徒が、日本の学校生活に適應できるよう支援体制を整備、第三に公立小中学校へ入学・編入学する定住外国人児童生徒の受入れ体制について、制度面の検討を含め、環境整備を行うとともに、上級学校への進学や就職に向けた支援充実を計っています。

特にわたしが委員として重要性を指摘した教育と福祉との連携についてはソーシャルワークの役割として第二の学校生活適應支援について、定住外国人児童生徒や親の相談相手になり、日本語能力が不十分な親の支援を行う、要員の配置の促進が必要とされ予算化されつつあります。

高校進学支援では社大の学生と一緒にしているような学習支援、進路ガイダンスが必要です。保育園への入園支援などの就学前児童の支援や、乳児については最初に母子に関わる保健師との連携も必要でしょう。さらにエスニックグループごとの論理的コード、宗教的忌避で食べられない食材、幼児期にお守りとしてピアスをする習慣文化をもつ児童への対応等を考えなければなりません。そのため、バイリンガルその他の専門的能力を有する人材と多文化対応能力を持ったスクールソーシャルワーカー養成と配備や教員やケースワーカーへの多文化理解を深める研修など教育と福祉を連携させた外国籍等子どもと家族への包括的支援（教育・生活・住居・就業など）が必要です。学校教育における日本語の取得状況に応じた学習

支援・生徒および保護者への教育相談および、日本語の使用に困難を有する児童への日本語指導については理想的には日本語と母語の双方の言語に堪能で、教員免許等を持つ人材が担当するのが望ましくしょう。こうした学習・生活適應指導員と日本語指導員、スクールソーシャルワーカーの専門技術向上と連携や待遇改善をはかる必要があります。

では近隣散住地域での実践はどうでしょうか。多文化ソーシャルワークの先進県である神奈川県では多文化共生の推進役として活動しているソーシャルワーク実践者のスキルアップを図るための知識・技術を学ぶ多文化ソーシャルワーク実践者講座を開設しています。県立高校の外国人枠への全入など多くの支援制度があります。

川崎市では外国人市民が自分たちの問題を調査・審議し市政に参加する機会を保証するため外国人市民代表者会議を開催しています。基本的人権を尊重し日本人と在日外国人の市民・児童の相互理解のふれあいを深め共生できる地域社会を創造するため、川崎子ども文化センターと、ふれあい館を川崎市が設置し、そこを在日韓国・朝鮮人を主体とする社会福祉法人青丘社が運営しています。これらを拠点に、社福・青丘社とNPOが保育、学童保育、在日高齢者の識字教育、在日コリアンの交流クラブの昼食会、デイケア、非漢字圏のフィリピンやタイの外国籍等子どもの学習支援などを行っている。外国人ママの会、「非漢字圏」民族文化クラブなど、在日コリアンからはじめて多様なニューカマーを包摂する活動を行っています。

近隣について見れば、清瀬市では教育委員会、学校、バイリンガルの日本語指導員、母子支援員、国際交流協会や当事者等のNPOやボランティア、ソーシャルワーカーとの連携による地域をあげた外国籍等の児童を含む次世代育成のための支援体制をとりつつあります。

近隣の東村山市役所の生活文化課では中国語、韓国語、フィリピン語ネイティブの3名の相談員を配備して外国籍市民のための相談を中国語、英

語、韓国・朝鮮語、タガログ語で年間800件以上の相談を受けています。

埼玉西郊のNPOふじみの国際交流センターは現在富士見市・ふじみ野市（上福岡市と大井町が合併）・三芳町から委託を受け無料で、外国人の電話生活相談（月曜から金曜の午前10時から午後4時まで相談員が常駐、外国籍の相談員による、5ヶ国語での対応も可能）で在留資格、DV、就業、病気など年間700以上の生活相談を受けています。ふじみの国際交流センターは日本語学習支援から幅広い外国人の自立支援を行っています。支援は電話相談にとどまらずDV被害者のためのシェルターも持ち専門家への橋かけや役所・裁判所・ハローワークへの同行、勤務先との交渉など多岐にわたる支援を行っています。ソーシャルサポートネットワークを作り、外国籍等子ども家庭の信頼を得て、多領域（医師、保健師、弁護士、教師等）とソーシャルワーク多分野（母子支援員、SSW、医療ソーシャルワーカー）の専門家への連携、自治体福祉部門、入管などのフォーマルサポートとの連携を行っています。

当事者によるセルフサポートグループが作られ

つつあり、支援を受けた人達がNPOで今度は支援するスタッフとなっています。

こうした地域での実践は年齢別・対象別に分断されたソーシャルワークではなく、母親が日本の教育・社会制度を良く理解していない児童家庭に長期的に寄り添った形で行われるように自然となってきました。長年にわたって親の就労・生活・居住支援、子どもの就学前・義務教育・高校・大学進学・就業の話し相手、相談相手として生涯ライフプランへの支援を自然と行うようになってきたのです。

おわりに

分散地域は資源も限られ、だからこそ外国籍等子ども家庭を初め、多様なマイノリティーの視点に立ち、それらを地域の課題として取り組んでいく必要があります。制度的な援助する、援助されるではなく、在日外国人の市民・児童が直接参画した、人づくり、まちづくりを通じて、地域のニーズに対応した創造的・地域福祉を実現していかなければなりません。これは単に外国人の問題でなく日本の新たな地域福祉の課題です。